

# 2020 年度(令和 2 年度) 事業計画書

公益財団法人 横浜 YWCA

## I 事業活動方針

すべての人びとにとっての自由と尊厳、正義と平和、持続可能な環境の実現に寄与することを目的とする横浜 YWCA の社会的責任と役割を全うするため、2017 年度は、前年度までの事業の成果と実績を踏まえ、引き続き公益目的事業の安定と強化に努める。また、2015 年度に会館の改修工事を終えたことから、長期的な視点にたつて 10 年後を見据え、公益目的事業の内容、会館利用の在り方、及び収益構造の見直しを、専門家の助言を得ながら行う。

## II 個別の事業計画

### (1) 生きづらさを感じる女性の就労支援

精神的な辛さを抱える女性や、生きづらさ働きづらさと付き合いながら就労を目指す女性たちが、会館 1 階にあるカフェ(週 5 日)における実習を通じて、就労に必要な力を身に付ける／取り戻すことができるよう支援を行う。

横浜市職場実習事業の実習協力事業所として、また横浜市認定生活困窮者就労訓練事業協力所としても登録しており、それぞれの送り先と連携を図りながら就労支援を行う。他にも、よこはま若者サポートセンターや青少年相談センター、地域の若者支援団体と協力し、必要とする方へ職場実習の場を提供し、実習生の受け入れを継続していく。

カフェでの実習をより充実したものとし、また財政的にもより安定した運営とするため、広報に努め、リピーター顧客の増加を目指す。

- 生きづらさ働きづらさを抱える女性の職場実習(週 5 日)
- 多世代多様な背景を持つ人を受容するカフェ運営の推進
- 新メニューの開発
- 集客を目的とする企画の実施(随時)
- 交流を目的とする企画の実施(随時)
- 実習生・ボランティアを対象とする研修

### (2) 暴力を受けた女性支援

主に配偶者や恋人からの身体的・精神的・経済的暴力等で苦しむ女性が、その人らしく、安心・安全・健康に生きていけるよう、同じ女性の立場で、女性相談、心理カウンセリング、女性のための法律講座及び弁護士相談を提供する。また、暴力が起こる構造を正しく理解し、一人ひとりに寄り添える市民

が地域社会において増えるよう、啓発活動としての一般向け講座や暴力を受けた女性を支援する支援者向け講座の実施やスーパービジョンサービスの提供を行う。

- 暴力を受けた女性のためのサポーターによる女性相談(毎週火・木曜)
- 女性カウンセラーによる心理カウンセリング(毎週月午前、毎週水午前・午後・夜間、毎週木午前・午後、毎週金午前・午後、毎週土午前・午後・夜間)
- 女性のための法律講座及び女性弁護士による法律相談(年 18 回)
- 支援者のためのスーパービジョン
- 一般向け講座
- 支援者向け講座

### (3) 女性の心身の健全な育成と福祉の増進に資する各種プログラム

身体を動かすことや声を出すことによる健康づくりの機会と、共通の趣味をもつ仲間づくりの機会として、「フラダンス」、「のびのびコーラス」、「健身気功」、「脳も鍛える体操教室」を定期的で開催する。また、豊かな人間性を探求する機会として、個人の信仰に関係なく聖書を客観的に読みながら自由に意見交換を行う「聖書を冒険する会」(月 1 回)を開催する。

- フラダンス(月 2 回、第 1・第 3 水曜)
- のびのびコーラス(月 2 回、第 2・第 4 水曜)
- 健身気功(月 2 回、第 3 金曜)
- 脳も鍛える体操教室(隔週月曜)
- 聖書を冒険する会(月 1 回、第 4 水曜)

### (4) 地域社会の健全な発展及び人材育成に資する各種プログラム

すべての人の自由と尊厳、正義と平和、持続可能な環境が守られる社会に対する深い理解をもち、そのような社会の実現に貢献するボランティアの養成を行う。

また、視覚障害者のための音訳テープ作成、視覚障害者施設での訪問ボランティア、高齢者を対象とした交流の場であるシニアサロン「ティールームよこはま」(月 1 回)を開催する。

無料で開放しているコミュニティスペース「わみゅう」では、女性の経済的自立のために必要な取り組みについての理解を深めるフェアトレード商品及び地域福祉作業所等の制作品の展示紹介・販売を継続して行う。また、自助(セルフヘルプ)グループや市民グループへのスペース貸し出し支援も継続して行う。

- フェアトレード商品及び地域福祉作業所制作品の展示紹介・販売(常時)
- ボランティア養成(随時)
- 高齢者施設・養護施設・その他の社会福祉施設等でのボランティア活動(随時)

- 自助(セルフヘルプ)グループや市民グループへのスペース貸し出し支援(随時)
- 高齢者を対象にした交流の場「ティールームよこはま」(毎月第1木)
- YWCA オープンデー(随時)

#### (5) 人権の尊重及び国際平和に資する各種プログラム

多文化共生の考え方や多様な生き方への理解促進を目指したイベントを開催する。また、平和問題や世界の政治経済社会構造、女性の置かれている状況等の国際的な問題について理解を深める講座の開催を行う。

- 多文化共生の考え方や多様な生き方への理解促進を目指したイベントの開催(年4回程度)
- 平和問題学習会・国際理解講座及び平和行動(随時)
- 女性(おんな)の生き方をテーマとする語り合いの場の開催(年2回程度)

#### (6) 会員等の研修及び相互の交流

横浜 YWCA の目的と事業に対する会員の理解を深め、また会員相互の交流を目的とする機会をもつ。

- 会員交流会の開催

#### (7) 収益事業

公益目的事業の健全かつ安定した運営のため、収益確保に努める。そのために、ポータルサイト利用による貸室の新規利用、とくに 2015 年度より開始した日曜祝日の利用をさらに増やす。合わせて、既存利用者の定着・維持に努め、また貸室事業の効率的な運営を図る。

以上